

第32回社会福祉士・第22回精神保健福祉士 国家試験 受験対策 web 講座

低所得者に対する支援と 生活保護制度

渋谷 哲（淑徳大学）

・現職

淑徳大学総合福祉学部社会福祉学科 教授、社会福祉士
日本ソーシャルワーク教育学校連盟 監事

・学歴・経歴

昭和60年淑徳大学を卒業し、横浜市役所（社会福祉職）にて11年間勤務。
その後、横浜国際福祉専門学校、福島学院大学を経て、平成16年より淑徳大学。
大正大学大学院修士課程修了、淑徳大学院博士後期課程単位取得退学。

・著書

「低所得者への支援と生活保護制度 第4版」（編著）みらい（2017）
「新版ソーシャルワーク実践事例集」（共編著）明石書店（2016）
「福祉事務所における相談援助実習の理解と演習」（単著）みらい（2013）
「ラオスにおける仏教ソーシャルワーク実践の概説」（編著）学文社（2019）等

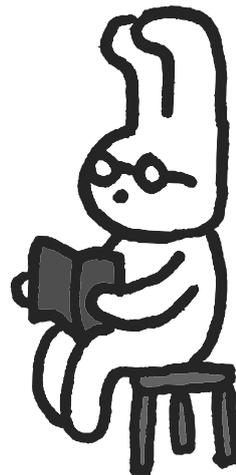
・関心ある領域

低所得者福祉、社会福祉実習教育

・受験生へのメッセージ

貧困や社会的排除は社会福祉の原点といえ、これが解決・軽減されなければ生存権も薄れてしまいます。ソーシャルワーカーの業務の対象者は様々ですが、どの領域にも低所得者はいますから、この科目で学ぶ知識や支援方法は社会福祉士・精神保健福祉士にとって必須といえるでしょう。

制度の谷間にいて支援が届かない方が沢山います。そのような方に目が向けられる社会福祉士・精神保健福祉士をめざしてください。



第 32 回社会福祉士
第 22 回精神保健福祉士 国家試験

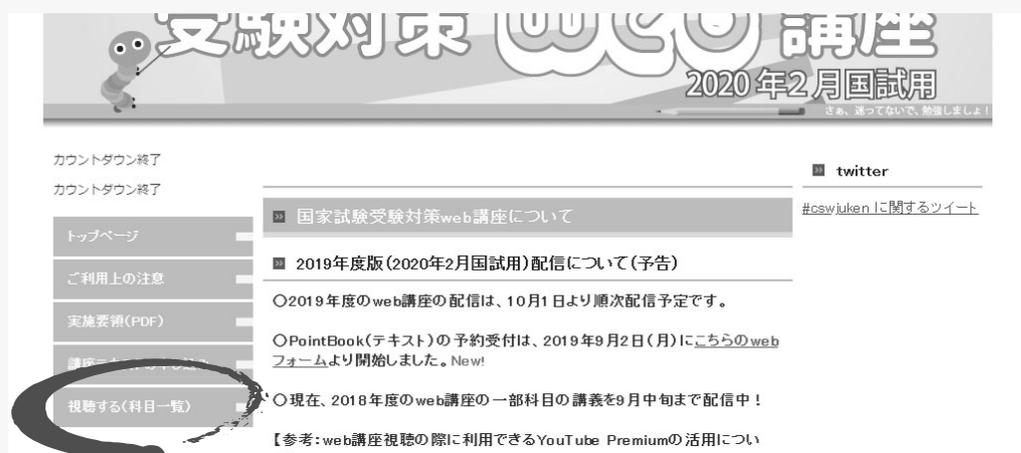
受験対策 web 講座

視聴方法



アクセス用 QR コード

- ① 日本ソーシャルワーク教育学校連盟ホームページに開設されている『社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験対策 web 講座 特設サイト』にアクセスしてください。
- ② ホームページの左側にある【視聴する（科目一覧）】各科目名をクリックすると、該当科目の講座映像が視聴できます。



- ③ このページ下部の『web 講座の利用について』『ご利用の前に』をよくお読みの上、視聴してください。

受験対策 web 講座の 利用について

本連盟がこの web 講座映像配信で利用している動画配信サイト【YouTube】は、利用規約により、講座映像の商用利用を禁止しています。

この web 講座を、パブリックビューイング形式（独自に会場等を設定して講義映像を放映し、複数の方が視聴すること）で利用する場合、参加費等の費用を視聴者から徴収することはできませんのでご注意ください。さらに、受験対策 Point Book をコピーして配布することは、固く禁じます。

なお、【YouTube】の利用規約に違反し、損害賠償や訴訟等法的措置が講じられた場合は、当該違反者がその責任を負うものとし、本連盟は一切の責任を負いません。

ご利用の前に

- 『受験対策 web 講座』映像や『受験対策 Point Book』は、国家試験直前の受験対策として本連盟が作成しています。『受験 web 講座』映像や『受験対策 Point Book』は、必ずしも国家試験の合格を保障するものではありませんので、各自の判断によりご利用ください。web 講座映像や受験対策 Point Book の視聴・購読によって、視聴した者及びその関係者が不利益を被った場合も、本連盟及び当該科目担当講師は一切責任を負いません。
- 本講座では、個人からの講義内容に関する本連盟及び講師への意見・質問・疑義照会は受け付けておりません。
- 『受験対策 Point Book』は、各講師が国家試験までに最低限押さえておくべきポイントを絞って作成しています。講義内で口頭のみで説明している内容は、各自調べて理解を深めてください。
- 『受験対策 web 講座』映像や『受験対策 Point Book』の内容に万が一訂正があった場合は、特設サイト内の当該講座の視聴ページに訂正・補遺を掲載します。
- 『受験対策 Point Book』の点訳資料及び講義映像内の字幕・手話通訳はご用意できません。
- 乱丁・落丁本はお取り替えしますので、現物を着払いでご返送ください。

I. 公的扶助の歴史

1. (旧)生活保護法 1946(昭和21)年9月

- 1) 国家責任による「無差別平等」の保護が明文化(制限扶助主義から一般扶助主義への転換)
- 2) 実際には扶養可能な扶養義務者がいる場合、労働意欲の無い者・素行不良者と認定された場合は保護しないことができる(欠格条項)とされた
- 3) 市町村→実施機関, 民生委員→補助機関

2. 日本国憲法 1946(昭和21)年11月制定

- 憲法25条「生存権」の規定 → 旧法は「生存権」の規定と合致しないから改正必要になった

3. 生活保護法の改正(現行) 1950(昭和25)年5月

- 1) 旧法の欠格条項はなくなった。国民が一定の要件を満たす場合は保護を受ける権利を有すること(保護請求権)を認めた。「不服申立て制度」と「指定医療機関制度」を創設
- 2) 有給専門職員の社会福祉主事→補助機関, 民生委員→協力機関

4. 社会福祉事業法 1951(昭和26)年3月

- 福祉事務所を創設。都道府県・市は義務設置, 町村は任意設置 → 現在の設置要件

II. 公的扶助の概念・生活保護の動向

1. 概念(定義)・範囲

- 1) 公的扶助とは, 生活に困窮する者や社会的リスクのある者に対し, 国が一定の資力調査(ミーンズ・テスト)や所得調査(インカム・テスト)を要件として, 一般財源(税金等)から経済的な給付(金銭または現物給付)をする制度
- 2) 我が国では一般的に公的扶助は「生活保護」と「社会手当」の2つ

2. 公的扶助制度(生活保護・社会手当)と社会保険制度の役割

- 1) 生活保護制度は, 社会保険制度等を活用(社会保障制度による給付が先行)しても生活が困難な場合, 資力調査(ミーンズ・テスト)により最低生活基準の不足分を給付
- 2) 社会手当は, 生活に困っているか否かは関係なく, 受給要件の確認と所得調査(インカム・テスト)により給付

	公的扶助		社会保険
	生活保護	社会手当	
機能	救済的機能(事後的)	防貧的機能(事前的)	防貧的機能(事前的)
調査方法	資力調査[ミーンズテスト]	所得調査[インカムテスト]	調査は条件でない
給付方法	個別的給付	画一的給付	画一的給付
給付内容	最低生活基準の不足分	程度ごとに均一額	程度ごとに均一額
給付種類	金銭給付と現物給付	金銭給付	金銭給付と現物給付
負担方法	公費負担	公費負担	被保険者の拠出
給付期間	最低生活水準のクリア	受給要件の解消	受給要件の解消

※ ただし「公的扶助制度」と「社会保険制度」の比較で出題された時は、「公的扶助制度」＝「生活保護制度」として答える

→ 第 29 回 問題 67 日本の公的扶助と公的年金保険の特質に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

3. 保護率

- 1) 1996 (平成 8) 年から増加に転じ、高齢化や景気の減退に伴って保護率が増加
- 2) 2011 (平成 23) 年 保護受給者 200 万人突破 保護率 16.2%
- 3) 2014 (平成 26) 年 保護受給者 216 万人 保護率 17.0%
- 4) 2018 (平成 30) 年 3 月 保護受給者 211 万人 保護率 16.7% **減少している**

4. 保護の特徴 [平成 28 年調査]

- 1) 世帯人員：単身世帯が 8 割弱 (78%)、2 人世帯 (15%) を加えると全体の 9 割 (93%)
- 2) 世帯類型：高齢者世帯 (51%) が増加し、母子世帯 (6%) やその他世帯 (16%) が減少
- 3) 受給期間：全体に長期化傾向。5 年以上が 5 割強 (56%) であり、高齢者世帯では 6 割強 (65%)
- 4) 世帯の業態：働いている者がいない世帯 (非稼働世帯) は 8 割強 (84%)
- 5) 廃止理由：死亡による廃止が一番多い (38%)

※ 保護の動向は『高齢化』がキーワード ここから連想・予測していく
前述以外の「何割か」「何%か」といった具体的な数字は覚えきれないので諦める

Ⅲ. 生活保護制度のしくみ

1. 基本原理と原則 → 「原理」には例外規定なし 「原則」には例外がある

- 1) 目的 (法第 1 条)：「最低限度の生活保障」と「自立助長」(自立支援)
- 2) 無差別平等 (法第 2 条)
生活困窮の原因は問わず、現に困窮しているか否かという経済的状态に着目して保護は実施
- 3) 最低生活の保障 (法第 3 条)：生存権の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する

4) 保護の補足性 (法第 4 条)

「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」(第 1 項)

「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする」(第 2 項)

- ① 補足性の原理：「生活保護を受ける側の要件」。保護は利用できる資産や能力を活用し、扶養義務者による扶養や他法他施策によるサービスを優先すること
- ② 資産の活用
 - 宅地・家屋は処分価値と利用価値を比較して「保有」か「処分」
→ 処分の場合は生活福祉資金のリバースモーゲージを活用
 - 生活用品は地域の普及率が 70% を超える物は保有を認めている

○ 自動車は原則処分だが、障害者の通勤や通院、公共交通機関の利用が困難な地域に居住する者が通勤や通院で使用する場合は保有を認める場合がある

③ 扶養の優先 → 民法の「扶養義務者の扶養」は保護より「優先」するが「要件」ではない
※ これらの決定・判断は、厚生労働省[大臣]ではなく各福祉事務所[長]

5) 申請保護の原則（法第7条）

「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる」

- ① 申請主義：生活保護は申請行為を前提。申請は「書面」（紙に書かれたもの）を原則としているが、法の主旨から状況によっては「口頭」による申請も認められる
- ② 申請できる者を規定。これはあくまでも申請できる者であり、たとえば友人は要保護者に代わって申請はできないが、福祉事務所に相談することはできる
- ③ 職権保護：要保護者が急迫した時は申請がなくても福祉事務所は保護を行うことができる。これを「職権権限による保護」（職権保護）という

6) 基準および程度の原則（法第8条）

「保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない**不足分を補う程度**において行うものとする」（第1項）
「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、**これをこえないものでなければならない**」（第2項）

7) 必要即応の原則（法第9条）

「保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする」

→ この原則により保護基準に「特別基準」や「一時扶助」（臨時的な給付として）がある

※ 法8条と9条の条文には「性別」とある。1984（昭和59）年までは第1類が性別で基準が異なっていたが、現在は性別による差はない。しかし条文が改正されていないので、設題文に条文がそのまま示された場合は、「性別」が書かれていても「誤りでない」として解答
→ 第28回 問題64 選択肢2 ○ この法律による保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行われる

8) 世帯単位の原則（法第10条）

「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる」

- ① 世帯単位：制度は個人に保護請求権を保障する考え方だが、保護の要否、保護の種類や支給額については、その要保護者が属している世帯を単位として行われる
- ② 世帯分離：ただし世帯単位が実態とあわない時は、個人を単位として認定できる。これを「世帯分離」という。たとえば、生活保護では大学通学は認めていない（保護費が給付されない）ので、通学する者を世帯分離して、その他の者を世帯として保護を行っている

2. 保護の種類と内容

- 保護基準は、生活様式や物価の違いによる生活水準の差に対応するため、**全国の市町村を6区分の級地に分類している**。なお保護費は、原則として1か月分以内を限度として「前渡し」

1) 生活扶助（基準生活費）

① 第1類（個人的経費）

- 個人単位で消費する飲食物費や被服費であり、保護受給者の**年齢別（8区分）**に基準額
- **2人以上世帯については「多人数世帯の適正化」として**、第1類合計額に逓減率を導入

② 第2類（世帯共通的経費）

- 光熱水費等の経費で、**世帯人員別に基準額**
- 冬季（10月から4月：区分により適用月に違いがある）は冬季加算が都道府県別（6区分）・世帯人員別に加算 → 2015（平成27）年9月までは11月から3月に認定されていた

③ 入院患者日用品費

- 入院中に給付。この場合は出身世帯の第1類や第2類は算定しない。**全国一律の基準額**

2) 生活扶助の加算 → 個別に特別なニーズがある者に対して給付費に加算

① 障害者加算：障害者で、定められた基準よりも重度の障害がある場合に加算

② 母子加算：母子世帯・父子世帯・父母の一方か両方が障害者の世帯で、18歳以下の児童

③ 介護保険料加算

- 介護保険の**第1号被保険者で普通徴収の方法での納付者**に加算
- 保険者（市町村）が定めた**介護保険料の実額**を加算

3) 住宅扶助

① 都市部では家賃が高く基準額では実態にあわないために「特別基準」が設けられている

② 原則は世帯主に給付。滞納等で問題がある場合は福祉事務所が**直接家主に支払う「代理納付」**

4) 教育扶助

① 義務教育の修学に必要な費用（基準額・学習支援費・学習教材代・通学交通費等）

② 原則は世帯主に給付するが、滞納等で問題がある場合は「**学校長**」に給付することができる

③ 高等学校に係る費用は生業扶助なので注意！

5) 医療扶助

① 指定医療機関での診療費、薬剤費、治療材料費、施術費（マッサージ・鍼灸等）、移送費（入院や通院の交通費）を給付

② 医療というサービスを受けるので**現物給付**。窓口で一部負担額（3割）を支払うことはない

③ 受診するには福祉事務所が発行する「**要否意見書**」「**医療券**」を病院に提出

④ 指定医療機関の有効期間は**6年間の更新制**（従来は無期限）（法49条の3）

⑤ 2018（平成30）年度からは後発医薬品（ジェネリック）の原則化

6) 介護扶助

① 介護保険法による**介護サービス**を、指定介護機関で受けた際の**自己負担分の費用**

② 介護サービスを受けるので「**現物給付**」

③ 福祉事務所が発行する「**介護券**」が必要で、福祉事務所が指定介護機関に直接送付

④ 対象者と給付割合

- 65歳以上の者：介護保険法の第1号被保険者なので、介護サービスを受けた際の自己負担額は1割。よって介護扶助は1割負担分を給付。
- 40歳以上65歳未満で医療保険の未加入者：第2号被保険者ではないので介護保険法は適用されないが、特定疾病で要支援・要介護状態の者は**第2号と同じとみなして**サービスが受けられる。その場合、被保険者ではないので自己負担額は10割。よって介護扶助は10割（全額）負担分を給付する。介護保険料の納付は必要ない

⑤ 指定介護機関

- 都道府県知事が指定する介護機関で、原則指定介護機関でないサービスは受けられない
- 介護報酬は、**介護機関が「国民健康保険団体連合会」に請求し、連合会から受け取る方法**

7) 生業扶助

- ① **金銭給付が原則**だが、授産施設の利用時は現物給付となる。
- ② **高等学校等就学費**：基準額と学習支援費は定額が、学習教材代や通学交通費は必要な額

8) 出産扶助：「病院で出産することが多いので現物給付」と考えがちだが**金銭給付**

9) 葬祭扶助

- 「保護金品は葬祭を行う者に対して交付する」（法第37条第2項）とある通り、世帯主や世帯員ではなく**葬儀を行う者に給付するもので金銭給付**

3. 保護施設 → 条文のまま出題されることが多いので確認しておくこと

1) 救護施設（法第38条）

日常生活が困難な人への生活扶助を目的としている。現在では障害者各法の施設に入所できない重複障害者や精神障害者の入所が多い。入所者のADLは自立歩行ができる人から車いす利用者まで広範囲

2) 更生施設（法第38条）

施設での生活や生活援助が必要な人への生活扶助を目的としているが、ホームレスへの支援も新たな役割として期待されている。入所者のADLは自立の人が多い

3) 医療保護施設（法第38条）

現在では医療扶助が身近に受けられる指定医療機関が多数あるため措置はほとんどない。施設が単独で設置されているのではなく、必要時に医療機関のベッドが確保されると理解する

4) 授産施設（法第38条）：保護受給者の授産（技能修得や職業訓練）を目的としている

5) 宿所提供施設（法第38条）

住居のない保護受給者への住宅扶助を目的としているが、公営住宅や民間アパート、社会福祉施設等の充実により施設数は減少している

6) 措置機関と運営

- ① 措置機関：**措置機関は福祉事務所**。福祉事務所を設置していない町村に措置権はない
- ② 設置（法第41条）：**医療保護施設以外は「第一種社会福祉事業」**

4. 被保護者の権利と義務 → 条文のまま出題されることが多い

1) 被保護者の権利

① 不利益変更の禁止（法第 56 条）

② 公課禁止（法第 57 条）

保護金品は、国が最低限度と定める生活保障なので、保護金品を収入とみて、税金や公課（分担金等）を課せられない。これは課税されると最低生活を割り込むからである

③ 差押禁止（法第 58 条）民事上の関係でも債権債務関係における保護金品の保障を定めている

2) 被保護者の義務

① 譲渡禁止（法第 59 条） → 保護または就労自立給付金を受ける権利は譲渡禁止

② 生活上の義務（法第 60 条）

③ 届出の義務（法第 61 条）

④ 指示等に従う義務（法第 62 条）

3) 不服申立て → 科目「権利擁護と成年後見制度」で出題されることもあり

福祉事務所の決定が不当な処分だと感じた時に審査請求ができるもので、保護請求権を実効性のあるものにするため、1950（昭和 25）年の法改正時に創設

① 審査請求（都道府県知事への不服申立て）

○ 福祉事務所長の決定に不服がある者が、その処分を知った翌日から起算して 3 ヶ月以内（従来は 60 日以内）に、都道府県知事に対して審査請求ができる

○ 審査請求を受けた都道府県知事は、福祉事務所の決定を審査し 50 日以内に裁決

② 再審査請求（厚生労働大臣への不服申立て）

○ 都道府県知事の裁決に対して不服がある者は、その裁決を知った翌日から起算して 1 ヶ月以内（従来は 30 日以内）に、厚生労働大臣に対して「再審査請求」ができる

○ 再審査請求を受けた厚生労働大臣は、福祉事務所の決定を再審査し 70 日以内に裁決

③ 訴訟

○ 審査請求や再審査請求の裁決に対して、さらに不服がある場合は訴訟（福祉事務所がした処分の取消しの訴え）するという選択がある

○ ただし訴訟は「審査請求の裁決があった後でなければできない」と法第 69 条で規定している。これを「審査請求前置主義」という

IV. 実施体制と現業員の役割

1. 地方自治体 → 科目「福祉行財政と福祉計画」で出題されることもあり

1) 都道府県

① 福祉事務所への事務監査（法第 23 条）、保護施設への運営指導（法第 43 条）、医療費の審査（法第 53 条）、不服申立ての裁決（法第 65 条）等 → 条文を確認しておくこと

② 「福祉事務所を設置していない町村」の生活保護を担当する（郡部）福祉事務所の設置

2) 市（指定市・中核市を含む）・特別区

○ 社会福祉法により、市や特別区はその区域を管轄する（市部）福祉事務所を義務設置

3) 町村

① 社会福祉法により町村では任意設置（全国で 43 か所だけ）

② 福祉事務所を設置していない町村も、生活保護法第 19 条に規定されている事務を担当

→ 4年に1回は出題されているので、必ず法19条第6項および第7項を確認すること

4) 社会福祉主事

- ① 生活保護法第21条に社会福祉主事は「補助機関」と位置づけられている
- ② 査察指導員と現業員は社会福祉主事の資格が必要。要件は社会福祉法第19条に規定
- ③ 職員の定数は各地方自治体の条例で定めているが、生活保護法を担当する「現業員」(ソーシャルワーカー)の「標準数」だけは社会福祉法第16条に規定

2. 相談・申請

1) 相談と助言(法第27条の2)

- 福祉事務所は要保護者から相談の求めがあった時は、要保護者の自立を助長するために、相談に応じ必要な助言をすることができる

2) 実施責任(法第19条) → 本籍地や住民登録地ではなく、居住実態で考えること

- ① 福祉事務所の所管区域内に居住地がある要保護者 → 居住地保護
- ② 居住地がない、明らかでない場合は、所管区域内に現在地がある要保護者 → 現在地保護

3) 保護申請者への通知(法第24条)

- ① 申請者は申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。
- ② 申請書には保護の決定に必要な書類を添付しなければならない。
- ③ 実施機関は知れたる扶養義務者が扶養義務を履行していないと認めた場合は、その扶養義務者に対して書面で通知しなければならない。

※ ①~③の条文の最後に「ただし、特別の事情があるときはこの限りでない」と規定している

- ④ 福祉事務所は保護の開始申請があった時は、申請者に対して書面で通知
- ⑤ 決定通知は申請日から14日以内、ただし調査等に時間を要した時は30日以内に送付
- ⑥ 申請者は申請してから30日以内に通知がない時は、福祉事務所が「却下」したものとみなす

3. 調査

1) 訪問調査 → 現業員は申請書を受理した日から1週間以内に訪問し調査

2) 報告・立入調査(法第28条)

- ① 調査が必要な場合、要保護者、扶養義務者、同居の親族等に報告を求めることができる
- ② 現業員は保護の実施のため必要がある時は、要保護者の居住の場に立ち入ることができる
- ③ 立入調査の権限は「犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない」と規定

3) 検診命令(法第28条)

- 福祉事務所は保護の実施のため必要がある時は、要保護者に対して、医師または歯科医師の検診を受けるよう命じることができる

4) 資料の提供等(法第29条) → 従来は 調査の嘱託と報告の請求(法第29条)

- ① 福祉事務所は保護の実施のため必要がある時は、要保護者や扶養義務者の資産や収入の状況について、官公署、日本年金機構、共済組合等に対し、書類の閲覧や資料提供を求めることができる(従来は官公署に調査を嘱託することができる)
- ② また、銀行や信託会社、雇用主や関係者に報告を求めることができる
- ③ 官公署、日本年金機構、共済組合等は、実施機関から求めがあった場合は、速やかに書類閲覧や資料提供を行なうものとする(回答の義務)

4. 保護受給中の指導等

1) 指導・指示（法第 27 条）

- ① 福祉事務所は保護受給者に対して、生活の維持や向上といった保護の目的を達成するために必要な指導や指示をすることができる
- ② その際には保護受給者の自由を尊重し、指導・指示を強制できると解釈してはならない

2) 指導・指示の方法

- ① 指導・指示は、保護受給者に対してまずは「口頭」で行うことが原則
- ② 口頭では目的を達せられなかった時、目的を達せられない時は、「文書」による指導・指示

3) 指示等に従う義務（法第 62 条）

- 保護受給者は（中略）福祉事務所が保護受給者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない

※ 福祉事務所による「指導や指示に従う」とあるが、あくまでも生活の維持や自立に向けての指導や指示であり、現業員の恣意的な指導・指示に従うことではない

※ 事例問題でのポイント！ 生活保護だから保護受給者への強い「指導・指示」もOKと
思いがちだが、そんなことはない。あくまでも「支援」と解釈して問題を読むこと

→ 第 29 回 問題 68 選択肢 4 × 生活習慣を見直す必要があるため、Aさんの意に反して更生施設へ入所させることにした → 「Aさんの意に反して」がなくても×

4) 定期訪問：現業員は保護受給世帯へ定期的に訪問して生活実態を把握する

- ① 居宅（家庭）訪問 → 少なくとも1年に2回以上は訪問
- ② 入院患者・施設入所者 → 少なくとも1年に1回以上、本人と主治医に面接して病状確認

5) 課税調査 → 福祉事務所は年に1回、保護受給者の課税台帳調査により所得額を確認

※ 福祉事務所では保護受給世帯の状況に応じて「訪問格付」をし、訪問回数の基準を設けており、実際には上記の訪問回数より多く訪問している

6. 保護の停止・廃止

1) 保護受給者への通知（法第 26 条）→ 福祉事務所は保護受給者が保護を必要としなくなった時は、保護の停止または廃止を決定し、保護受給者に対して書面で通知

2) 保護停止中の援助 → 福祉事務所は保護停止中の世帯に対しても生活状況を把握し、必要があれば生活の維持向上のために助言や指導といった援助を行う → 5年に1回程度出題

7. 被保護者就労支援事業（法第 55 条の 6）

1) 福祉事務所は就労支援に関して保護受給者からの相談に応じ、必要な情報提供や助言を行なう事業（被保護者就労支援事業）を実施する

2) これは従来行なわれてきた各自治体（福祉事務所）の就労支援事業等を法律上に位置付けたものである。また、保護受給者に対して、生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業の就労支援と、同等の支援を行なえるように制度化したものである

- 3) 実施機関はこの事業を社会福祉法人やNPO法人等に委託できる。実際には生活困窮者自立支援法の自立相談支援事業を委託されている法人や団体が実施していることが多い
- 4) 本事業を保護受給者に実施する場合は、自立支援プログラムに位置付けた上で、**就労支援プログラムを策定**することになっている

※ 被保護者就労支援事業（生活保護受給者に対する就労支援）

- ① 生活保護受給者等就労自立促進事業 [ハローワークとの連携事業]
(旧：生活保護受給者等就労支援事業→福祉から就労支援事業)
→ 就労への準備が一定程度整っており、個別の支援により早期の就労が可能なる者
- ② 被保護者就労準備支援事業
就労に向けた準備としての、基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して実施することが目的で、生活困窮者自立支援制度による「生活困窮者就労準備支援」と同様の事業
→ 生活リズムが崩れている等の理由により、就労への準備が整っていない者
- ③ 福祉事務所における就労支援員を活用した就労支援プログラム
→ 就労能力や就労意欲は一定程度あるが、就労にあたってサポートが必要
- ④ 福祉事務所における③以外の就労支援プログラム
→ ①②を活用できない場合や就労支援員が未配置の場合

V. 低所得者対策

1. 生活福祉資金貸付制度

- 1) 低所得世帯や障害世帯等に、**低金利または無利子で資金の貸付を行う制度**
- 2) 1955（昭和30）年に「世帯更生資金貸付制度」として創設され、1990（平成2）年に「生活福祉資金貸付制度」と改正。また、2009（平成21）年10月に貸付の内容が大きく改正された
- 3) **実施機関は都道府県社会福祉協議会**。市区町村社会福祉協議会では制度利用の相談業務を行っている。民生委員は資金申し込み時の相談や各種書類を届けるなど仲介的な役割
 - ① 申込みの方法：**市町村社会福祉協議会**を經由して都道府県社会福祉協議会に書類が提出される。よって貸付の決定は都道府県社会福祉協議会
 - ② 対象：低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯

※ **母子・父子・寡婦世帯は原則として「母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度」を活用するので、4種類の中に「母子・父子・寡婦世帯」がないと覚える**

- 4) 生活福祉資金貸付制度の内容（複数の重複貸付も可）

貸付の種類は、以下の4資金

- ① 総合支援資金
- ② 福祉資金
- ③ 教育支援資金
- ④ 不動産担保型生活資金（リバースモーゲージ）

2. 無料低額診療制度（第2種社会福祉事業）

- 1) 根拠法令：社会福祉法第2条第3項第9号

- 2) 対象者：公的医療保険に加入していない者，個人の保険証がない者（DVにより避難）等
- 3) 実施病院：地方自治体の指定した病院や介護老人保健施設
- 4) 費用：医療費の減免や方法・程度は，各病院が定めており，医療ソーシャルワーカーが配置されていることが条件

3. 助産制度

- 1) 根拠法令：児童福祉法第 22 条
- 2) 対象者：保健上必要であるにもかかわらず，経済的な理由で出産できない場合で，生活保護世帯や非課税世帯，前年の所得税額が一定額以下の世帯
- 3) 実施病院：都道府県が認可した指定医療機関
- 4) 申請先：福祉事務所または町村役場

4. 生活困窮者自立支援制度 2015（平成 27）年 4 月に施行

- 1) 社会的リスクに対しては、まずは社会保険や社会手当という第 1 のセーフティネット（安全網）がカバーしており，第 1 のネットの網の目から落ちる人々へは生活保護という第 3 のセーフティネットで最終的にカバーしていたのが従来の社会保障制度
- 2) しかし，非正規雇用やワーキングプアにより保護受給者が増大し，**生活困窮者への新たな第 2 のセーフティネット（支援制度・方法）**が求められた。例えば，第 1 のネットではカバーできないが，当面の家賃補助で生活の再構築ができ，生活保護の申請は必要ない場合がある
- 3) このように，生活保護に至る前段階の強化を図るため，**第 1 のネットと第 3 のネットの間に，もう一つネットを張ることを目的としたのが「生活困窮者自立支援法（制度）」**
- 4) この制度は「生活困窮者に対し自立相談支援事業の実施，住居確保給付金の支給，その他の支援を行なう」ことであり，次の 6 つの事業からなっている。
 - ① **自立相談支援事業** — 相談支援，各事業を利用するためのプラン作成等
 - ② **住居確保給付金の支給** — 離職により住宅を失った方への給付金支給
 - ③ **就労準備支援事業** — 就労に必要な訓練
 - ④ **一時生活支援事業** — 住居のない方へ宿泊場所や衣食の提供（ホームレスをイメージする）
 - ⑤ **家計相談支援事業** — 家計管理の指導，生活福祉資金等の貸付の斡旋等
 - ⑥ **学習支援事業** — 生活困窮家庭の子どもへの学習支援
- 5) これらの**実施主体は「福祉事務所設置自治体」**。つまり，福祉事務所を設置している市町村はその自治体。福祉事務所を設置していない多くの町村は都道府県（郡部福祉事務所）社会福祉法人やNPO法人等への**委託も可能**なので，地域包括支援センターと同様に「自治体直営型」と「委託型」が混在している
- 6) **①②は必須事業，③～⑥は任意事業**。「必須事業は自治体直営型，任意事業は委託型」とか，地域のニーズが少ない場合は任意事業を実施しない等，自治体ごとに実施体制や事業内容に違いがある

[引用文献] 渋谷哲 編「低所得者に対する支援と生活保護制度第 4 版」みらい発行 2017 年